

感染症対策の指針

合同会社 クウの翼

1.基本的考え方

全職員が一丸となって感染の予防に留意し、まん延の防止に努める事は事業所がサービスを提供する上で重要である。そのため、感染予防対策を全職員が把握し、指針に添ったサービスが提供できるよう、本指針を作成する。

2.対策を実施する主な感染症

- (1) インフルエンザウイルス
- (2) ノロウイルス・ロタウイルス等
- (3) 新型コロナウイルス等、世界的なパンデミックが発生した未知なる感染症等
- (4) その他の感染症

3. 感染症対策委員会に関する事項

「感染症対策委員会」(以下、「委員会」とする)を設置・運営し適正な感染予防・再発防止対策等を整備する体制の構築に取り組む。

- (1) 本委員会の委員長はクウの翼介護サービスの管理者とし、委員会は別表に掲げるものをもって構成される
 - ① 委員長は委員会を代表し、議事その他会務を総括する。
 - ② 委員長に事故がある時または委員長が欠けた時には、委員長が指名した者が代理を努める。
 - ③ 委員会は協議の為必要のある時は、委員以外の者の出席を求め説明、意見を聞く事ができる。
- (2) 委員会の議題は、委員長が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。
 - ① 施設内感染症対策の立案・検証・修正
 - ② 各部署での感染症対策の実施状況の把握と評価
 - ③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
 - ④ 感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討
- (3) 原則1年に1回以上、定期協議を行い、必要時は随時協議を行う。

4. 職員研修に関する基本方針

- (1) 感染予防対策の基本的な考え方及び、具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。
- (2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識・普及・啓発を促す。また入職時にも研修を実施する。
- (3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。
- (4) 出席できなかったものには、資料等を渡し理解を深める。また必要に応じて随時開催する。

5.感染事例発生時の適切な対応等の整備

- (1) 早い段階で受診を促し、医師の指示を仰ぎ、迅速な対応がとれるよう情報管理を適切に行う。
- (2) 感染の原因特定のため、症状等をフィードバックする。
- (3) 個々の感染例は医師の指示に従い対応する。
- (4) 集団発生あるいは異常発生が見られる時には、原因の排除及び感染拡大の阻止に努める。
- (5) 上記(4)の集団発生が認められた場合、保健所及び事業所を管轄する区等に対し、速やかに報告し助言・指導を求める。
- (6) 委員会の判断により、行動の制限等が生じた場合には速やかに利用者関係者に連絡を行う。
- (7) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行、又は事業所内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

6.感染予防対策について

(1) 職員の予防策

地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の予防策を実施する。

- ① 職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗い・うがい・手指消毒の徹底、マスクの励行など、常に感染予防策の遵守に務める。
- ② 職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意する。
- ③ 体調不良時の早期報告・出勤停止。
- ④ ワクチン接種により感染予防できる疾患については、適切にワクチン接種を行う。(強制はしない)

(2) 利用者の予防策

利用者へも感染症予防のために以下をお願いをする。ただし、体調・病状・信念等で不可能な場合は、無理に行うことはしない。

- ① 飲食時・帰宅時の手洗い・うがい・手指消毒
- ② サービス利用時のマスク着用
- ③ ワクチン接種

7.指針の閲覧について

対策のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則 この指針は令和4年4月1日より施行する

感染症対策委員会委員

	所属	氏名
委員長	クウの翼介護サービス	道下恵
委員	クウの翼ケア	宮川正臣
委員	クウの翼ケア	道下遼介

令和4年4月